



羽生市監査告示第5号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和7年12月10日

羽生市代表監査委員 鈴木康夫

1. 措置を講じた部課  
羽生市商工会  
(所管課：経済環境部 商工課)
2. 監査結果報告日  
令和7年11月11日（羽監発第104号）
3. 措置通知受理日  
令和7年12月10日
4. 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果（指摘事項）

羽生市商工会（以下「商工会」という。）が市の補助金「羽生市商工業振興対策事業特別補助金（以下「商工業振興補助金」という。）」の交付を受け商工会事業として実施した「プレミアム付商品券事業（以下「商品券事業」という。）」について、令和5年度及び令和6年度に実施した商品券事業の概略は以下のとおりであった。

実施年度	販売総額（円）	換金額（円）	未換金額の状況	
			市へ戻入（円）	商工会へ繰入（円）
令和5年度	180,000,000	179,366,500	105,583	527,917
令和6年度	195,000,000	194,359,000	147,923	493,077

未換金額については、商品券購入者が商品券使用期限までに商品券を使用せず期限を迎え、商工会に滞留した形になっている。そのうち、プレミアム分として市が補助金を交付した分については、期待した経済効果を生み出さないものとして、市に戻入を行っていることは商工業振興補助金の実績報告書により確認した。

しかし、商工会より提出された各年度の「羽生市商工会補助金実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）に添付すべき収支決算書（事業結果報告）に記載されている、市補助金の収入及び支出には、当該戻入による減額が反映されていなかった。

同様に商工業振興補助金の交付を受け実施した「創業支援セミナー」のうち、令和5年度事業については派遣講師が1名減となったことにより、62,000円の減額となり、当該戻入による減額が当該年度の実績報告書に反映されていた。

戻入を行った補助金の収支決算書への記載が二重基準となっていることは、実績

報告書の信頼性を揺るがすものであり、実績報告書添付の収支決算書は商品券事業の戻入を踏まえた改善を求める。

#### 措置の内容

商工業振興補助金（プレミアム付商品券事業）において、市に戻入すべき金額が生じた場合、実績報告書に添付する収支計算書には、当該戻入による減額分を正確に反映し、報告を行う。